

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中野区
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/105000/d018416.html

執行機関名 中野区長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険に係る特別給付における寝具乾燥サービスに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 第5の項 介護保険に係る特別給付における寝具乾燥サービスに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	中野区介護保険条例(平成12年条例第29号)第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第2条(2) 要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態となったすべての被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)が、個人としての尊厳が重んじられ、その者の有する能力に応じ、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう介護給付等が行われること。

⑦独自利用事務の関連規範		中野区介護保険条例(平成12年条例第29号) 中野区介護保険条例施行規則(平成12年規則第32号)
--------------	--	--